

第4章 第6次南風原町障がい者計画

基本目標 1

安心して共に暮らせるまち

1. 理解啓発・差別解消の推進

(1) 理解啓発活動の充実

【現状と課題】

- 障がいの理解及び啓発については、障害者週間や世界自閉症啓発デー、手話言語国際デー等の啓発期間に合わせて、役場庁舎等において、関係する資料の展示を行っているほか、広報紙や町ホームページへの掲載、社協だよりを活用しての周知を行っています。住民の障がいへの理解啓発に向けた継続的な取り組みが必要です。
- 沖縄県が作成した「ヘルプマーク」や「ちゅらパーキング制度」の周知広報、窓口での配布などに努めています。
- 町民生委員・児童委員に対し、障害福祉制度に関する勉強会を開催しました。
- 町内小学4年生を対象に、当事者による講話を通して手話を学ぶ機会を設けたり、南風原高校3年生に障がいへの理解啓発に関する出前講座を実施しました。
- 地域組織や団体等に対する理解啓発をさらに実施するため、町社会福祉協議会との連携が必要です。
- 障害者週間の啓発活動の一環として、町内障害福祉サービス事業所が製作した商品の販売活動を町内スーパーでの実施や、南風原町オリジナルルールの「か・ボッチャ」を障害福祉サービス事業所に通う利用者参加型で実施する等、啓発活動と合わせた交流事業を行いました。今後も、体験・交流の場づくりを継続的に続けるための仕組みづくりが必要です。

(アンケート調査より)

- 5年前と比べて障がい者に対する地域の理解・認識について、「何も変わらない」が48.6%(前回47.3%)と最も高く、次に「深まっていると思う」が28.9%(前回28.5%)となっています。一方、日常生活で困っていることでの「社会の障がいへの理解が十分ではなく、誤解や偏見がある」は13.2%(前回19.1%)となっています。
- 障がい者に対する誤解や偏見があるの割合は前回に比べて低くなっているものの、理解・認識は十分ではないことがうかがえ、今後も理解啓発の充実に努める必要があります。

【施策の基本的な考え方】

共生社会実現のためには、障がいや障がい者を正しく理解し、互いに認め合うことが大切であり、障がい者の自立支援、社会参加のため、関係機関、関係団体、障害福祉サービス事業所等と連携し、継続性を持って地域における理解・啓発活動の充実に取り組むことを目指します。

①障がいや障がいのある人に関する理解・啓発の推進

- ・障がい及び障がいのある人に対する地域住民の正しい知識と理解を深めるために、広報紙やホームページをはじめ、イベントの開催や障害者週間を活用した啓発事業等、様々な機会を通じて、正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

②地域組織等への理解・啓発の推進

- ・町社会福祉協議会と連携し、自治会及びその他住民組織・団体等に対する障がい及び障がい者理解促進のための講話や勉強会等の実施に取り組みます。

③体験・交流を通じた理解促進

- ・町のイベントや「福祉まつり」等の取り組みにおいて、障がいや障がい者への理解が深まるような企画や障がい者が参加しやすい環境づくりを行い、障がいのある人もない人も共に理解し、交流できるよう、町社会福祉協議会、町民生委員・児童委員連合会、町内の障害福祉サービス事業所等との連携を図り、多様な交流活動を推進します。

(2) 差別解消・合理的配慮の普及啓発

【現状と課題】

- 「障害者差別解消法」では、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いを禁止しています。「障害者差別解消法」の改正点である事業者による合理的配慮が義務化されること等も含めてホームページに掲載しています。
- 障害者週間期間中に障がい特性に応じた配慮に関する掲示を行い障がいを理由とした差別防止や合理的配慮について理解啓発に取り組んでいます。
- 差別解消や合理的配慮に対する地域への理解浸透は十分ではなく、今後も、広報・啓発活動を行うとともに、町社会福祉協議会と連携協力し地域組織への勉強会等の開催に取り組む必要があります。
- 障がい者の差別解消や合理的配慮の観点から、障がいの特性に応じた適切な窓口対応が提供できるよう、職員一同接遇向上に取り組んでいます。
- 投票所のバリアフリーについては、各投票所を段差が少ないフラットな環境になるよう配慮し、障がい者の利用に配慮しています。また、介助が必要な方についても人員を配置し、適宜状況に合った対応を行っています。郵便投票についても申請を受け付けて、投票機会の確保をしています。

(アンケート調査より)

- 障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことについて、35.7%(前回 40.0%)の障がい者が「ある」と答えています。また、障がい児の保護者では41.8%(前回 39.6%)が「ある」と答えています。差別や嫌な思いをした場所として病院、学校、スーパー・ショッピングセンター、バス・タクシー等の公共交通機関等様々です。
- 「障害者差別解消法」や「合理的配慮」について、「名称も内容も知っている」障がい者は前回は7.3%、6.1%となっていますが、今回は障がい児の保護者のみに聞いています。それぞれ9.2%(前回 7.2%)、22.2%(前回 18.9%)と前回とほぼ同程度であることから、更なる周知強化に努める必要があります。

【施策の基本的な考え方】

障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指すには、日常生活や社会生活において障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要となります。このため、障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮の普及啓発に取り組み、障がい者も含めた一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に差別解消に取り組むことを促していきます。

①障がいを理由とする差別解消や合理的配慮の提供に関する啓発活動

- ・差別解消や合理的配慮に対する地域への理解浸透を図るため、今後も、障害者週間等の啓発週間を活用した広報や啓発活動を行うとともに、町社会福祉協議会と連携協力し、町民生委員・児童委員等の関係団体や地域団体への勉強会等、普及啓発に取り組みます。

②職員に対する障がい者理解の周知・啓発

- ・障がい特性に応じた適切な対応が提供できるよう障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮について職員への周知徹底を図ります。

③選挙における配慮の推進

- ・障がい者の参政権を保障し、選挙に参加しやすい環境を整えるために、投票所や投票の在り方等について、必要な合理的配慮を行います。
- ・投票所での投票が困難な障がい者への配慮として、代理投票や郵便等による不在者投票等を推進します。

2. 相談支援の充実・権利擁護の推進

(1) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

- 町には、障がい児者やその家族の身近な相談窓口として、町役場保健福祉課が運営している基幹相談支援センターと町社会福祉協議会が障害者相談支援事業を受託し実施している委託相談支援事業所があり、各機関が連携し相談対応を行っています。
- 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援体制の強化、委託相談支援事業所や計画相談支援事業所の後方支援、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止等に関するさまざまな取り組みを行っています。
- 委託相談支援事業所は、地域で生活する障がい者やその家族、関係機関等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、各種障害福祉サービスへの利用支援等、個別支援に関する取り組みを行っています。町社会福祉協議会のコミュニティーソーシャルワーカーが委託相談支援事業を兼務しています。
- 町民に基幹相談支援センターや委託相談支援事業所の相談窓口が知られていないため、相談窓口の周知強化を図る必要があります。
- 令和4年度の相談支援部会において、町内計画相談支援事業所、委託相談支援事業所、基幹相談支援センター各機関の役割を検討し、整理・見える化することによって重層的な相談支援体制の構築に向けて取り組みました。障がい児者やその家族等からの相談対応を充実するために、各機関が連携し対応できる相談体制の充実が必要です。
- 相談支援では自宅訪問、会議参加等アウトリーチにも力を入れ、自ら相談できない方々や潜在的なニーズへの相談支援を継続的に取り組んでいます。
- 令和4年度に町内障害福祉サービス事業所の情報をまとめた「南風原町障害福祉サービス事業所資源マップ」を作成し、町ホームページに掲載しました。
- 複雑化、多様化する相談者のニーズに対して基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が適切に対応できるよう、相談員1人1人のケースワーク力の強化が求められています。相談支援に従事する者の資質向上に向けた研修会等の開催及び参加が必要です。
- 自立支援協議会の全体会では、障害福祉行政及び各専門部会の報告を行い、各委員から意見や助言を受けています。
- 自立支援協議会の専門部会として、相談部会と拠点部会を立ち上げ、課題を共有し、地域課題形成や解決に向けた協議を行っています。新たに就労部会やこども部会等の専門部会が求められており立ち上げに関する検討が必要です。

(アンケート調査より)

- 悩みや困りごとの相談相手・相談先として、「家族・親族」が65.8%(前回65.9%)と最も高く、次に「友人・知人」が30.4%(前回22.5%)、「医療の専門家」が22.7%(前回34.1%)となっています。一方、「サービス事業所」が10.5%(前回15.4%)、「町社会福祉協議会」が8.0%(前回8.6%)、「町役場」が7.7%(前回8.2%)とそれぞれ1割程度にとどまっています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者やその家族からの相談に対し、町内相談支援事業所間の連携・協力、関係機関・関係団体との連携強化及び地域とのつながりを視野に入れた包括的な支援を進めます。また、相談支援従事者の質的向上や各種協議の場、自立支援協議会等の活性化を図るなど相談支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境づくりを進めます。

①障がい者相談支援体制の充実

- ・障がい児者やその家族等の相談対応を充実するために、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所の各相談機関が情報共有や連携を一層強化し、重層的な相談支援体制の充実を図ります。また、相談支援部会を継続的に実施し、地域の相談支援のネットワーク形成の強化に取り組みます。
- ・基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所の各相談窓口の周知を強化し、地域の身近な相談窓口として、障がい者やその家族及び関係機関等から相談を受け、地域とのつながりを視野に入れた相談支援の充実に取り組みます。
- ・自ら相談できない方や来所相談が困難な方に対して、アウトリーチ型の相談対応を行います。

②包括的な相談支援体制の強化

- ・複雑化・多様化するニーズに対応した適切な支援につながるよう、保健、福祉、医療等の関係機関や町社会福祉協議会、町民生委員・児童委員連合会、地域の関係団体等との連携体制を強化します。

③相談支援従事者の質的向上の推進

- ・相談支援従事者の質的向上等を図るために、相談支援に関する研修会や勉強会等を企画し、人材育成の支援に取り組みます。

④自立支援協議会等の活性化推進

- ・自立支援協議会においては、共生社会の実現を目指し、地域課題の共有と課題解決にむけた議論を深めます。そのために、専門部会において個別課題から地域課題を抽出し、課題を見える化する取組に力を入れていきます。
- ・新たな専門部会の立ち上げについて、町内事業所の意見を聞きながら検討していきます。

(2) 権利擁護・虐待防止の推進

【現状と課題】

権利擁護（成年後見制度等）

- 基幹相談支援センターにおいては従来から、※¹成年後見制度や※²日常生活自立支援事業の制度利用を案内していましたが、令和5年度から保健福祉課内に「成年後見制度中核機関」を立ち上げ、成年後見制度に関する相談対応及び成年後見制度の周知強化に努めています。また、外部の専門職を交えた権利擁護支援会議を開催し、相談受理したケースの支援方針の検討や、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向け取り組んでいます。
- 成年後見制度の利用が必要ですが、身寄りがいない等、申立てを行う親族がいない方に対する市町村長申立て及び成年後見人等に対する報酬支払が困難な方に対して報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業を行っています。
- 成年後見制度の利用促進のため、町民が制度を理解するための普及啓発が必要です。また、相談対応の充実を図るために、職員の資質向上が求められます。

虐待防止

- 基幹相談支援センターにおいて、虐待に関する相談受理、事実確認調査の実施、コアメンバー会議を開催して虐待の有無や緊急性の判断を行い、対応方針を決め、関係機関と連携しながら虐待の解消に向け取り組んでいます。
- 虐待防止では、早期発見と虐待の予防が重要です。令和5年度に障がい者虐待の相談窓口を記載したパンフレットを作成し、周知強化に努めています。また、困難事例の段階から委託相談支援事業所と基幹相談支援センターが連携して支援を行い、虐待を予防する取り組みを行う必要があります。
- 施設従事者による虐待を予防するために、令和4年度から町主催の事業所向け障がい者虐待防止研修会を開催しています。障がいのある方が安心・安全に障害福祉サービスを利用できる環境整備、サービスの質の向上という視点からも虐待防止研修会の継続実施が必要です。

※1 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分なため、不動産や預貯金などの財産管理や介護・福祉サービス等利用の契約行為を行うことが困難な方を、法律的に保護し支援する制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

※2 日常生活自立支援事業

生活に不安のある高齢者（認知症高齢者など）や知的障がい者・精神障がい者等判断能力が十分でない方が安心して地域生活が送れるよう「生活支援員」が福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスを行います。市町村社会福祉協議会が窓口となって提供されるサービスです。

(アンケート調査より)

- 権利擁護に関する制度等の周知状況について、「名前も内容も知っている」は成年後見制度が 25.2% (前回 20.3%)、日常生活自立支援事業(社協が窓口)が 13.7% (前回 15.8%) で、いずれも十分周知されているとは言えません。
- 成年後見制度の相談窓口の周知度について、「知っている」は 30.5% で、十分周知されているとは言えないため、相談窓口の周知強化を図る必要があります。
- 将来的に家族等支援者がいなくなった時にどのような方法で支援を受けるか、権利を守ってもらえるか周知しておくことが、将来に対する不安感を和らげるとともに、必要な対策を講じておくことができます。そのため、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知に努める必要があります。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

障がいのある方の権利が守られるよう、障がいのある方やその家族等に対して権利擁護に関する制度周知と制度の適切な利用を支援します。また、虐待の早期発見を行うために、地域への広報啓発を行なうとともに、関係機関等と連携して、虐待防止・解消に向けた対応を行います。

①成年後見制度等の周知と利用支援の充実

7) 「成年後見制度中核機関」を活用した権利擁護支援

- ・認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な方が、地域において本人らしい生活を継続できるよう、令和5年4月に保健福祉課に設置した「成年後見制度中核機関」(以下、中核機関という)を活用し、権利擁護支援のネットワーク及び成年後見制度の利用促進を行います。

1) 成年後見制度や中核機関の広報・啓発

- ・成年後見制度について正しい知識を持ち、成年後見制度の利用を必要としている方が適切に制度に結びつくことができるよう、介護・障害福祉サービス事業所等の関係機関や住民を対象に成年後見制度に関する研修会等を開催します。
- ・成年後見制度の利用支援に関する相談窓口である中核機関について、町ホームページや町広報紙等を活用し幅広く周知します。

2) 権利擁護支援会議の開催と充実

- ・中核機関で受理した権利擁護支援に関する相談について、専門的な判断に基づいて支援方針を検討するため、弁護士・司法書士・社会福祉士等の権利擁護に関する専門職をアドバイザーに招き「権利擁護支援会議」を開催します。
- ・権利擁護支援の充実を図り、中核機関の役割を存分に発揮していくための人材の確保を検討していきます。

1) 日常生活自立支援事業、日常的金銭管理支援事業の周知・連携

- ・社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」及び「日常的金銭管理支援事業」について情報提供を行い、連携して支援します。

2) 成年後見制度利用支援事業の利用促進

- ・権利擁護支援会議において成年後見制度の利用が適切と判断されたが、身寄りがない等の理由で申し立てを行う方がいない場合や、成年後見人等への報酬の支払が困難な場合等においては、「成年後見制度利用支援事業」による利用支援を行います。

3) 市民後見人の養成・法人後見の設置検討

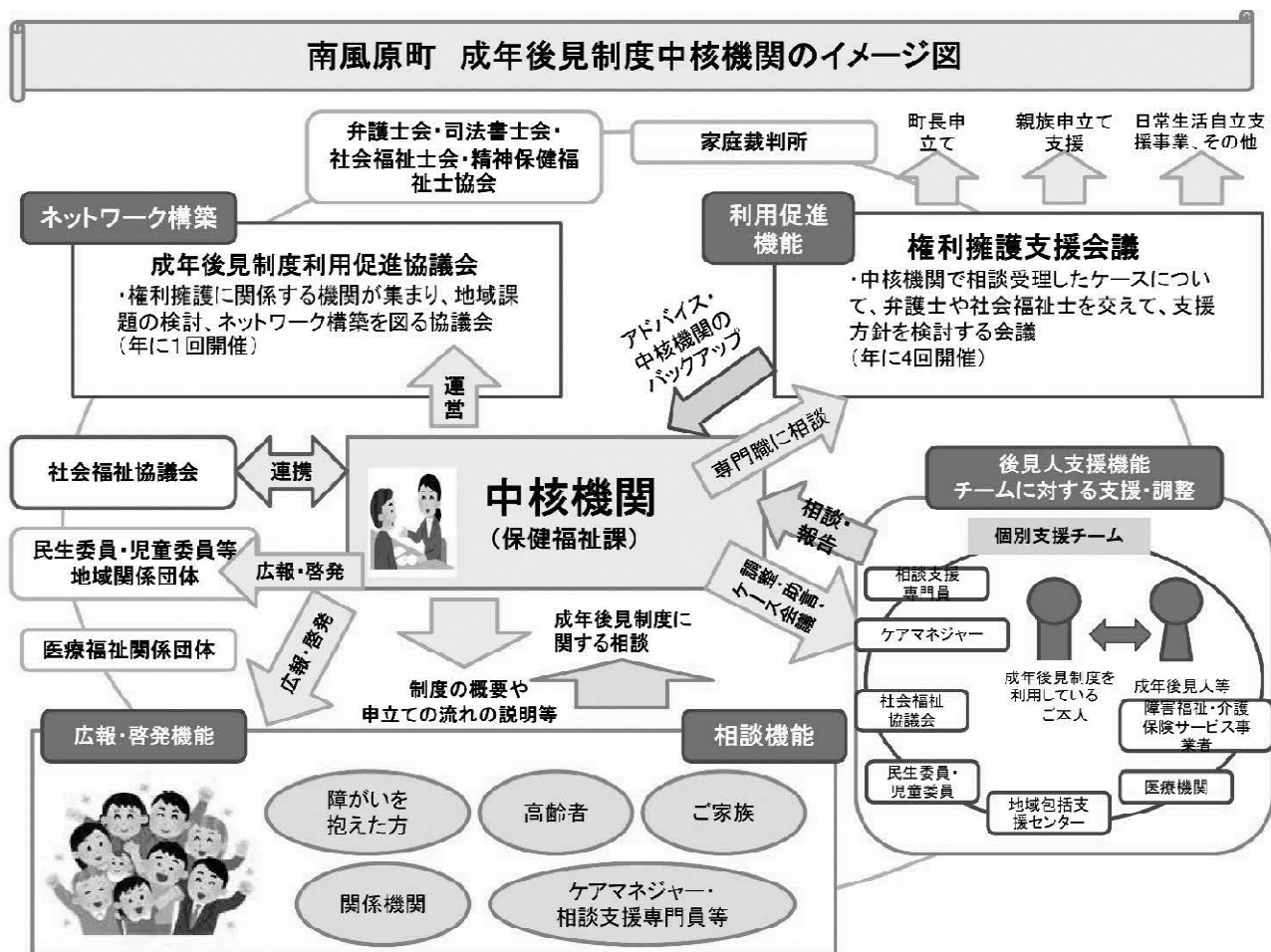
- ・今後、専門職後見人の確保が難しくなることが懸念されており、市民後見人の養成や法人後見の設置について検討していきます。

4) 成年後見人等への支援強化

- ・成年後見人等が、成年後見制度を利用している本人の思いや自己決定支援を大切にしながら、従来から関わっている福祉・医療・地域等の関係者とチームになって成年後見業務が行えるよう、中核機関の職員が適切に関わる支援体制づくりを行います。

5) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- ・医療機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の町内の権利擁護支援に携わる関係機関及び弁護士会・社会福祉士会・司法書士会等の専門職団体と成年後見制度等に関する町の状況を共有し、権利擁護支援のネットワークを構築、成年後見制度の利用促進を図るために「成年後見制度利用促進協議会」を開催していきます。また、家庭裁判所との連携も進めていきます。



②虐待防止・解消に向けた関係機関等の連携推進

- ・虐待防止や解消に向け、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所、医療機関、警察、障害福祉サービス事業所、ケースに応じた関係機関等と連携した支援を行います。

③虐待防止に関する広報啓発の推進

- ・虐待防止と早期発見のため、町広報紙やパンフレット等を用いて、地域に対し虐待に関する相談窓口の周知を強化します。
- ・施設従事者による虐待を予防するために町内事業所向けの虐待防止研修会を継続して開催します。

3. 情報提供・意思疎通支援の充実

(1) 情報提供の充実

【現状と課題】

- 情報提供においては、南風原町の福祉全般に関する情報を掲載している「福祉のしおり」を活用し、窓口での説明を行っているほか、町民生委員・児童委員への障害福祉情報の提供を行っています。
- 様々な障害福祉制度、関連する事業、イベント等について、町の広報紙やホームページ、LINEで発信しています。また、町内の障害福祉サービス事業所への周知を行い、事業所を通じて情報提供を行っています。
- 情報提供においては、情報を得やすく、わかりやすい工夫が必要であり、ホームページをわかりやすい画面構成にするほか、文字拡大機能、背景色変更機能を実施しています。
- 音訳サークルたんぼぼの協力を得て音声による広報紙「声の広報」をCDに保存作成し、利用希望者へ無料で届けています。必要な人が利用できるよう周知を図る必要があります。
- 難病患者については、制度やサービス利用等について、窓口来庁時、相談支援時に案内や申請に関する相談等を行っています。

(アンケート調査より)

- 情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいことでは、「情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が26.9%(前回31.8%)、「知りたい情報について相談できる所がほしい」が25.4%(前回32.4%)と高くなっています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者の日常生活及び社会生活の自立を図る上では、必要な情報を入手できることが基本となります。そのため、障がい者の求める情報が得やすい環境づくりを進めるとともに、わかりやすい内容となるよう配慮するなど情報提供の充実に取り組みます。

①情報提供の充実

- ・障害福祉に関する情報を、「福祉のしおり」や広報紙、ホームページ等様々な媒体を活用した情報提供を行うとともに、わかりやすい内容となるよう工夫していきます。

②ウェブアクセシビリティの向上

- ・町のホームページによる情報提供にあたっては、障がい者が情報を取得しやすいよう、分かりやすい画面構成に取り組みます。また、本町の障がい者等のニーズを踏まえた操作性の向上など、ウェブアクセシビリティの向上に取り組みます。

③声の広報等事業の推進

- ・文字による情報の取得が困難な方に対し、町の広報紙や議会だより、社協だより等の内容を、音訳CDによる情報提供を継続します。

④難病患者へのサービス等周知の推進

- ・難病患者についても、障害福祉制度による必要な支援が受けられるよう、今後もサービスの案内や利用に関する情報提供・相談支援等を行います。

(2) 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

- 手話通訳者を配置し、手話通訳者等の派遣や聴覚障がい者等の窓口手続支援を行っています。
また、コロナ禍においては、通訳者が訪問できなかったため、手話通訳者がタブレットを活用し遠隔による手話通訳を行いました。
- 町主催の会議やイベント等へ手話通訳者派遣を行い、意思疎通支援を行いました。また、聴覚障がい者が参加する会議等へも通訳者等の派遣を行いました。今後は、継続的な支援のほか、ニーズを踏まえた支援について検討することも必要です。
- 日常生活用具給付事業には、情報・意思疎通支援用具の給付があり、必要な方に必要な支援を行っています。
- 早い段階から聞こえづらさを感じている児童への関わりとして、保幼小中学校や町内の障害児通所支援事業所に対して“聞こえ”に関する実態調査を行ないました。聞こえに関する相談窓口も設置し、早期支援が必要な児童には、「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」につなぐ支援を行いました。
- 手話を習得するための講座として、手話奉仕員養成講座を沖縄県聴覚障害者協会へ委託し、南城市と合同で開催しています。また、奉仕員養成講座を修了した方を対象に、県主催の手話通訳者の受講を促しています。さらに、奉仕員登録者の技術向上のため、近隣六市町と合同で学習会を開催しています。
- 子どもたちへ障がいの理解を深める機会として、地域学校協働本部事業による総合学習において、小学4年生を対象とした聴覚障がいの講話や手話を学ぶ場を設けています。
- 町広報紙、ホームページ、パンフレット、ポスター、手話言語国際デー等の啓発週間等の広報媒体を活用し、手話言語等への理解促進及び普及に取り組んでいます。

【施策の基本的な考え方】

障がい者の日常生活及び社会生活の自立を図る上では、必要な情報の入手とともに、意思疎通が図れることが基本となります。そのため、「町手話言語等条例」を踏まえて、意思疎通のための多様なコミュニケーション手段の普及と利用の促進に取り組みます。

①手話言語等による意思疎通支援の推進

- ・聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣及び手話通訳者の配置を継続します。
- ・利用者のニーズに対応するため、タブレット等を活用した遠隔による手話通訳の派遣にも取り組みます。
- ・早い段階から聞こえづらさを感じている児童や保護者等と関係機関との連携を図ることを目的に、聞こえに関する相談窓口の設置を継続します。
- ・身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得、コミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成する「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」を継続します。
- ・要約筆記者の派遣については、中途失聴者・難聴者にも有効であることから、利用ニーズの掘り起こしを行い、利用促進を図ります。
- ・意思疎通支援の充実を図るために、養成講座を受講した手話奉仕員の希望を踏まえて、手話通訳者への移行促進に取り組みます。

②手話言語等による情報取得の推進

- ・聴覚障がい者等が町の会議や行事等への参加において、内容・状況等を取得・理解できるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣するほか、パソコン等を活用した文字による情報取得ができるよう取り組みます。
- ・日常生活用具給付等事業により、情報・意思疎通支援用具の給付等を継続します。
- ・聴覚障がい者の県外往訪時における情報保障のために、県外において手話通訳が利用できるよう、沖縄聴覚障害者情報センターと連携した支援を行います。

③手話言語等の習得の推進

- ・手話言語の習得者を確保し、聴覚障がい者等の日常生活の支援及び手話の普及につながるよう、手話奉仕員養成講座を継続します。
- ・手話奉仕委員の手話技術の向上や、手話奉仕員養成講座修了者が手話通訳者を目指していくように、移行に取り組みます。
- ・手話奉仕員や要約筆記者奉仕員の有資格者、手話サークル等の理解・協力を得て、住民向けの初歩的な手話、要約筆記、点字等の講座の開催に取り組みます。
- ・手話ができない、点字が読めない障がい者が手話や点字を習得できるよう、手話等のスキルを持つ人材を活用した、手話等の講座開催を地域のニーズを踏まえた上で検討します。

④学校等が行う手話言語等の理解促進

- ・小学校児童に手話等の理解を図るため、今後も町立小学校において聴覚障がいへの理解や手話の学習等の機会を確保します。

⑤その他手話言語等への理解促進及び普及

- ・「町手話言語等条例」の普及を図るため、町の広報紙やホームページで紹介するほか、チラシやパンフレット等により地域への周知を図ります。
- ・手話や点字等による障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段について、パンフレット等により地域への理解促進及び普及を図ります。

4. 保育・教育等の充実

(1) 発達支援保育等の充実

【現状と課題】

▶発達支援児保育

- 就学前児童の発達支援については、発達支援児保育運営委員会があり、課題の把握や情報共有を行っております。さらに、巡回訪問指導や研修会開催、ティーチャーズトレーニングの実施等、保育所と連携・協力を図りながら保育士等の資質向上に取り組んでいます。
- 保育所等において加配保育士を配置する発達支援児保育事業を実施することで、園の負担を軽減し、発達支援児保育の円滑な実施を図りました。今後も早い段階から療育につながる加配保育士を配置できるように取り組んでいく必要があります。

▶発達相談及び療育支援

- 町に心理士を配置し、発達が気になる子の保護者や支援機関からの相談に個別で対応を行っています。また、1.6歳児、2歳児、3歳児健診時にも心理士が参加し相談対応しています。さまざまな不安を抱えている子どもやその保護者に対して寄り添った支援を行っています。
- 発達が気になる子について保護者の障がい受容等に配慮しながら、早期発見・早期支援を重視し、丁寧な説明や対応を行う必要があります。
- 発達が気になる子の療育の場として親子通園事業を実施しております。令和3年度から親子通園事業を町内事業所に委託し、専門スタッフのもと少人数による遊びや活動を通して親子の愛着形成や心身の発達を促す支援をしています。保護者同士の交流及び事業スタッフによる相談・指導等により、保護者の子育ての不安の軽減に努めています。
- 発達障がいに関する理解が広がり、発達相談や発達支援児保育事業、児童発達支援等の障害福祉サービスの利用ニーズが増加しています。
- 児童の発達支援については、就学前の乳幼児健康診査から保育園、幼稚園での対応及び小学校への切れ目ない支援が必要です。このため、関係する担当課や保育・教育施設が連携し、療育等の支援が必要な子どもへの対応を行っています。
- 町内の4幼稚園、4小学校及び2中学校に対し、沖縄県が作成し、発達が気になる子の保護者が記入等を行い利用する新サポートノート「えいぶる」の配付及び周知を図りました。

【施策の基本的な考え方】

発達支援児保育においては、加配の保育士を配置するほか、専門職等との連携などにより、保育士の資質向上や保護者への相談体制の充実を図り、地域での療育・保育に関する支援が安心して受けられる環境を整えます。

保護者の障がいに対する情報不足や受容のしづらさから療育の開始が遅れるといった課題もあることから、保護者の心情に配慮した相談支援体制や療育の場の充実に取り組みます。

子どものライフステージの変化により支援機関が変わることから、子どもの特性を正確に引き継いでいくことが重要となります。関係機関の連携体制を強化します。

①発達支援児保育の充実

- ・心身等の障がいや発達が気になる子について、保育所(園)での集団生活を通して成長・発達を促すために、今後も、発達支援児保育を実施し、加配の保育士を配置します。
- ・加配の保育士の年度途中の配置については、関係機関と必要な調整を行います。
- ・専門職による巡回訪問指導の実施や「発達支援児保育運営委員会」の開催、その他必要な研修等への参加及び関係機関との連携を通して、保育士等の資質向上を図ります。

②早期療育への理解促進

- ・町に心理士職を配置し、発達が気になる子への早期支援、保護者支援に取り組みます。
- ・心身等の障がいや発達が気になる子が、早期療育により状態の改善を図ることができるよう、町内保育所(園)、関係課等が連携し、保護者の心情に配慮しながら、相談・助言を行い、早期療育への理解を促していきます。
- ・親子通園事業を実施し、親子関係の愛着形成や心身の発達を促す支援に取り組みます。また、小集団による保護者同士の交流や事業スタッフによる相談・指導等により、保護者の子育て不安の軽減を図ります。

③療育の連続性の確保

- ・乳幼児健康診査やその後の経過観察から、保育所(園)、幼稚園、小中学校と一貫した支援が行われるよう、保健・保育・教育等の関係機関が連携し、支援を必要とする子の情報を共有するとともに、一人ひとりに応じたより適切な療育等の支援につながるよう取り組みます。
- ・関係者が心身等の障がいや成長発達が気になる子の情報を共有し、適切な支援につながるよう、発達の経過や医療機関・療育機関の利用状況等、どのように成長してきたかを記録する、新サポートノート「えいぶる」(沖縄県推奨)について、関係機関と連携し保護者への周知を図ります。

(2) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

- 町内の4幼稚園・4小学校・2中学校において校内特別支援委員会を設置し、幼児・児童・生徒が個々に適した教育の保障がなされるよう教育支援委員会での審議に取り組んでいます。
- 4小学校・2中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、特別な教育的支援が必要な幼児・児童・生徒の個別支援計画に基づいた教育支援の実施に取り組んでいます。
- 年々、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒が増加しています。子ども一人ひとりの状況に応じた特別支援教育の実施が必要です。
- 特別支援学級担当教諭・通級指導教室担当教諭・特別支援コーディネーター・特別支援教育支援員等に対し「インクルーシブ教育と学級経営」の研修会を実施しました。
- 指導主事を軸としたサポート会議等では学校関係者・特別支援教育相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、関係機関も参加し、情報共有が行える相談支援体制で対応しています。
- 相談支援を行う中には、家庭の状況が「複雑化・複合化」しており、家庭を包括的に支援する相談から支援へのつながりが必要となっています。
- 特別支援学級の児童生徒が協力学級(普通学級)の授業等に参加し、交流や共同学習を実施しています。幼児・児童・生徒、個々の体制に即した教育と、インクルーシブ教育を拡充させる難しさが課題となっています。
- 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援が行われるよう保育所(園)、幼稚園・小中学校や関係機関とも情報共有を図り、早期からの就学相談を実施しています。医療的なケアが必要な幼児・児童に対しても医療機関を含む関係機関と就学相談支援を実施し、入園・入学のサポートも実施しています。
- 就学支援委員会後の判定に対して、幼児・児童・生徒の状態に対する保護者理解も含めた丁寧な状況説明をしています。
- 学校等の施設については、特別な支援を必要とする子が安心して充実した幼稚園・学校生活が送れるよう、エレベーター、車椅子用スロープ、段差の解消にも努めており、必要に応じてベッド等の備品も設置しています。

(アンケート調査より)

- アンケート調査では、保護者から「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」が68.6%(前回56.8%)、「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」が63.4%(前回57.7%)、「保育・教育関係者の障がいへの理解を深めてほしい」が59.5%(前回56.8%)と高くなっており、今後も特別支援教育の充実に努める必要があります。

【施策の基本的な考え方】

幼稚園、小・中学校では、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、障がいに基づく学校生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や支援を提供するという視点に立ち、必要な諸条件の整備を進めるとともに、関係機関・関係者間の連携を密にし、特別支援教育の効果的な推進を図ります。

①校内特別支援教育推進体制の充実

- ・各学校(幼稚園)に校(園)内委員会を設置し、特別な教育的支援を要する幼児・児童・生徒の把握及び教職員間での共通理解に努め、保護者との相互理解と相互信頼のもと、子にとって最も適した教育の内容や方法に取り組みます。
- ・各学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、特別な教育的支援が必要な幼児・児童・生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、日々の指導・支援に取り組みます。
- ・各学校に特別支援学級を設置し、一人ひとりの教育的ニーズに対応するとともに、特別支援教育支援員を配置しきめ細やかな対応に取り組みます。

②教職員の資質向上

- ・多様化する特別支援児への対応力を強化するため、特別支援教育コーディネーターや教職員、特別支援教育支援員を対象とした研修会等を実施し特別支援教育に関する資質向上に取り組みます。

③関係教職員への相談支援の充実

- ・県の専門員等とも連携を図り巡回指導等を通して、特別支援教育に関わる教職員への積極的な相談支援体制作りに取り組みます。また、必要に応じて障がい児関係の事業所とも情報共有を図るため、相談支援体制の拡充に取り組みます。
- ・相談支援を行う中には、家庭の状況が「複雑化・複合化」しており、家庭を包括的に支援するよう、多機関連携による寄り添いながら家庭を支援するように、職員の資質向上を図ります。

④交流及び共同学習の推進

- ・特別な支援を必要とする子とそうでない子が、交流の場や共同学習を通して相互理解に取り組みインクルーシブ教育を拡充します。

⑤就学相談支援の推進

- ・幼児・児童・生徒、個々の教育ニーズに適した教育支援となるよう、子の状態に対する保護者理解も含め、関係課とも情報共有を図り早期の就学相談等を実施します。

⑥学校等施設の整備推進

- ・幼稚園及び小中学校の施設の設備・備品等について、必要に応じて、適切な整備・改善を進めます。

5. 防災・防犯対策の充実

(1) 防災対策の充実

【現状と課題】

- 防災訓練や出前講座、防災に関する啓発掲示、窓口でのマップの配布等を通して、危険地域や避難方法、避難所の活用等に関する情報提供に努めています。
- 要配慮者利用施設等と連携した避難訓練を実施し、災害時の避難経路及び課題の共有を図っています。要配慮者支援に重点をおいた訓練を、関係部局や関係機関と連携して実施する必要があります。
- 災害時に避難が必要な方の※避難行動要支援者名簿は、毎年度更新し、町社会福祉協議会や町民生委員・児童委員連合会へ貸与しています。個別支援計画については、対象者の家族等支援者の協力が不可欠です。地域の協力を得ながら、一人ひとりの個別支援計画策定を進めていく必要があります。
- 日常生活上必要とされる情報伝達装置について、必要な対象者には申請に基づき支給を行っています。
- 聴覚障がい者の緊急通報について、手話通訳者が中心となって、消防と連携を図りながら取り組みました。令和2年度からは東部消防組合において Net119 も開始され、その普及について、消防とともに取り組んでいます。
- 新たな自主防災組織結成のため、各自治会に対する訓練や説明会の開催等を通して結成促進を図りました。各自治会に自主防災組織の結成を促すため、組織の必要性など普及啓発が必要です。

(アンケート調査より)

- アンケート調査では、障がい者の 30.9%が災害時に一人で避難「できない」と答えています。また、災害時に困ることとしては、「投薬や治療が受けられない」が 37.2%、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 36.7%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 29.2%と高くなっています。

※避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のことです。

【施策の基本的な考え方】

災害時において、適格な判断や自ら避難することが困難な障がい者や高齢者等の避難行動要支援者について、円滑で迅速な避難の確保等を図るために、関係機関等が連携した避難支援を行います。また、障がい者等の防災訓練への参加、障がい者等に対応した避難所の整備、災害情報伝達手段の整備等を進めるなど、避難支援体制の充実に取り組みます。

①防災に関する知識の普及啓発

- ・南風原町地域防災計画に基づき、防災週間、出前講座での啓発、窓口での防災マップの配布など、防災に関する知識の普及啓発を行います。
- ・避難訓練においては、障がい者の視点を取り入れて実施します。

②福祉避難所の確保推進

- ・医療的ケアが必要な方など、避難行動要支援者が避難先で安心して過ごすことができるよう、福祉施設や医療機関等と連携した、福祉避難所の確保に取り組みます。

③避難支援のための関係者との連携推進

- ・避難行動要支援者の名簿更新を定期的に行うとともに、地域の協力を得ながら個別支援計画の作成に努めます。
- ・町社会福祉協議会、町民生委員・児童委員連合会及び消防や警察等の関係者が連携し、避難行動要支援者の迅速な避難の支援体制を構築します。

④障がいの特性に応じた災害情報伝達手段の普及推進

- ・障がい者が災害に関する情報を速やかに入手できるよう、日常生活用具給付対象である聴覚障がい者や視覚障がい者への情報通信装置等の通信機器の普及を図ります。また、近隣住民と連携した避難行動要支援者への情報伝達の仕組みづくり、その他必要な情報伝達の手段・方法について検討します。
- ・聴覚障がい者等の消防への緊急通報については、「FAX119」や「メール119」、「Net119緊急通報システム」による通信体制の推進を消防と連携しながら取り組みます。

⑤自主防災組織の立上げ推進

- ・地域の防災力を高めるために、新たな自主防災組織の結成に取り組みます。また、結成された自主防災組織が実施する訓練へのサポート等を行います。

(2) 防犯対策の充実

【現状と課題】

- 与那原警察署及び関係機関との連携のもと、防犯パトロールや再犯防止啓発のための「社会を明るくする運動」を実施しています。不審者情報等の事案発生時は、関係機関との情報共有や住民への呼びかけを行いました。
- 委託相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター等の障がい者に関わる支援者が、相談支援の過程において防犯について周知啓発を行い、障がい者が消費者被害等にあわないよう努めています。被害にあった事が確認された場合は、必要な機関と連携しトラブル解決に向けた対応を行っています。
- FAX110、メール110の利用希望がある際に警察署と連携し利用者支援を行っています。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

事件・事故に障がい者が巻き込まれることなく、安心して暮らしていけるよう、地域や関係機関と連携した防犯対策の充実を図ります。また、障がい者の消費者被害に対しても、関係機関と連携した支援を行います。

①防犯のための情報提供の推進

- ・与那原警察署との緊急時の連絡体制を維持し、犯罪等に関する早期の情報共有化を図ります。また、関係機関・関係団体と連携し、防犯啓発用チラシ配布や防犯パトロールを継続します。

②障がい者等の防犯意識啓発の推進

- ・障がい者等が事件・事故に巻き込まれることがないように、委託相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター等における相談の中で、犯罪被害・消費者被害防止に関する周知・啓発を行い、障がい者等の防犯意識を高めるように努めます。

③通報システムの普及推進

- ・耳や言葉が不自由な人の事件・事故に関する通報について、警察と連携した「FAX110番」や「メール110番」といった通報システムの周知と活用の普及を図ります。また、利用希望に対し必要な利用支援を行います。

④消費者被害に対する相談支援の推進

- ・障がい者の消費者被害に関する相談に対応し、被害にあった際には、消費生活センター等関係機関と連携した、トラブル解決に向けた支援に取り組みます。

基本目標 2

健やかで自立を支えるまち

1. 保健・医療の充実

(1) 乳幼児期における障がいの発生予防・早期支援の充実

【現状と課題】

▶母体の健康管理

○低出生体重児発症予防のために親子健康手帳交付時の全妊婦対象に保健指導を実施しました。その中で継続支援の必要な妊婦へ妊婦健診の結果を確認しながら指導しました。低出生体重児率は国や県と比較しても高い結果となっており、実態に応じた継続した保健指導が必要です。

▶乳幼児健康診査

○発達が気になる子の早期支援につながる乳幼児健診の受診率向上のため、母子保健推進員や保育施設等とも連携した未受診児への受診勧奨が必要です。

▶発達相談

○乳幼児健診の際に、子の発達に不安のある保護者に対して相談ができるよう心理士を配置し、タイムリーな相談を行いました。さらに、健診後の事後フォローとして、心理士や言語聴覚士による「のびのび相談」を実施し、保護者が抱える育児に対する困り感の軽減に取り組みしました。

○定期健康相談や栄養相談により、子どもの健やかな成長・発達に向けて育児の不安軽減に努めました。今後も育児の不安軽減のため健やかな成長・発達の面から必要な指導及び情報の提供を行っていく必要があります。

▶経過観察を通じた支援の推進

○乳幼児健診で発達支援が必要な子へ継続的に支援を実施しており、関係機関と連携した訪問などで個別支援を行いました。今後も個別の対象に応じた支援が必要です。

▶未熟児養育医療

○未熟児養育医療の申請後は迅速に対応し、保護者の経済的な負担軽減に努めています。

【施策の基本的な考え方】

妊婦の健康管理を通して、出産後の乳幼児の健やかな発育を助長するとともに、乳幼児の疾病や発育・発達の異常を早期に発見し、早期の治療・療育により障がいの予防や軽減を図ることは、その後の発達と自立において極めて重要であり、関係機関と連携した妊婦及び乳幼児の健康診査や保健指導、発達支援の充実を図ります。

①妊婦の健康管理の充実

- ・障がいのリスクが高くなる低出生体重児や未熟児の出現を予防するなど、安全・安心な出産が迎えられるよう、全ての妊婦に対して親子健康手帳交付時に面接を行い、妊婦の健康状態や生活習慣、家庭の状況等を把握し、適切な母体の健康管理や生活習慣の改善等について相談・助言・指導を行います。
- ・低出生体重児の出現率低下のため、適正体重の増加、糖尿病、高血圧などの発症予防や重症化予防にむけて、継続した保健指導・栄養指導等を行います。

②乳幼児健康診査の充実

- ・乳幼児健診において、乳幼児の疾病や障がい、発達が気になる子を早期に発見し、早期の治療・発達支援等適切な支援につなぐことで、障がいの防止や軽減が図られるよう、切れ目のない支援に取り組みます。
- ・保護者の不安感を和らげ、治療・療育等により前向きになるよう、1歳6ヶ月児と2歳児、3歳児の健康診査の場に、心理士を配置し支援や相談を行います。
- ・乳幼児健康診査の受診率の向上を図るために、広報啓発や母子保健推進員等と連携するほか、保育施設等の協力も得ながら、未受診児の保護者への受診勧奨を強化します。

③のびのび発達相談の充実

- ・1歳6ヶ月児と2歳児、3歳児の健康診査等で把握された、発達が気になる子を対象に、のびのび発達相談を開催し、心理士や言語聴覚士等による相談指導を実施します。
- ・療育が必要なケースについては、適切なサービスや専門機関につながるよう、情報の提供や相談・助言等を行います。

④健康相談、栄養相談の推進

- ・子どもの健やかな成長・発達のために、健康相談、栄養相談を行い、必要な助言・指導及び情報の提供等による育児の不安軽減を図ります。

⑤健やかな成長・発達を踏まえた継続支援の推進

- ・療育上必要があると認められる子や経過観察を必要とする子について、それぞれの状況に応じた個別支援を行い、必要な場合は訪問等により保健所等関係機関と連携をとりながら指導を行います。
- ・障がいや発達が気になる乳幼児について、親子通園事業、発達支援児保育等と連携した経過観察を行い、必要に応じて適切な支援が受けられるよう、保健・福祉・医療等の専門機関との連携を図ります。

⑥未熟児養育医療の給付

- ・養育のために病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（「養育医療」）の給付を行います。

(2) 障がいの原因となる疾病予防対策の充実

【現状と課題】

▶特定健康診査

- 特定健診受診率向上のため、指導員による電話勧奨やチラシ配布等の広報活動や、A I を活用した健診受診勧奨、受診時におけるTポイント付与により特定健診受診勧奨に努めました。また、日曜健診やナイト健診を実施し受診しやすい機会の充実にも取り組みました。
- 特定健診受診率は低下傾向にありましたが、令和3年度は増加に転じています。今後は医療機関との連携や既存事業の効果的実施などにより、受診率向上につなげていけるように検討する必要があります。

▶特定保健指導

- コロナ禍の中、感染拡大予防を徹底しながら、特定保健指導対象者のみならず、特定健診受診者へ保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組んできました。今後も、生活習慣病の発症予防・重症化予防に引き続き取り組む必要があります。

▶健康づくり普及啓発

- 町の健康実態に応じ、健康教育を開催しましたが、コロナ禍の中、感染拡大予防のため集団学習の機会は減少しました。
- 健康づくりへの意識の普及啓発を図るため町広報紙等を利用した情報発信、各種団体への健康教育を実施することが必要です。

▶乳幼児期からの生活習慣病対策

- 乳幼児期からの生活習慣病予防の視点で各種母子保健事業に取り組んできました。また、学童期においても生活習慣病予防健診を開始し、その結果をもとに学童期の健康実態に町内学校養護教諭と情報共有しました。
- 今後も母子保健事業や学童期の生活習慣病予防健診を通し健康実態を情報共有していくことが必要です。

【施策の基本的な考え方】

生活習慣病等に起因する障がいの発生を防ぐために、住民一人ひとりが自らの健康を意識し、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりの動機付けやきっかけづくり、必要な情報の提供及び知識の普及啓発を図ります。また、特定健康診査受診者の増大と特定健康診査による疾病の早期発見、早期の適正治療を促進するとともに、健康管理に関する相談・指導の強化を図ります。さらに、生活習慣病は長年の生活習慣が影響するため、学童期からの生活習慣病の予防等の対策に取り組めます。

①特定健康診査受診率の向上

- ・特定健康診査の受診者の増を図るために、広報や各種保健事業を通して、特定健康診査の大切さについて地域への啓発を図ります。
- ・医療機関と連携し、通院者への健診受診勧奨を行い、既存の事業効果(A I を活用した受診勧奨事業など)を検証しながら、Tポイントに替わりお米券を進呈するなど、受診率の向上に取り組んでいきます。
- ・働き盛りの人で、平日や昼間に特定健康診査に行くことができない人のために、受診しやすいよう、今後も日曜特定健康診査やナイト特定健康診査を実施します。

②特定保健指導の充実

- ・特定保健指導の対象者が身体の状態と生活習慣との関係を理解し、生活習慣の改善につながるよう、今後も特定健康診査の結果を直接手渡すとともに、保健師・管理栄養士による結果説明と必要な保健指導や栄養指導を行います。
- ・特定保健指導対象者以外の方への保健指導も実施し、生活習慣病発症予防・重症化予防を推進します。

③健康づくり普及啓発活動の推進

- ・健康づくりの意識の啓発を図るために、今後も町の広報紙や健康に関する情報の提供や各種団体への講話及び特定健診の結果に基づき、町の実態に応じた学習会に取り組んでいきます。

④乳幼児期からの生活習慣病対策の推進

- ・子どもの頃から将来的な障がいの要因となる生活習慣病を予防するために、乳幼児期から望ましい生活習慣が確立されるよう、広報や各種保健事業を通して保護者への意識啓発を図ります。
- ・小、中学校と連携しながら、学童期の生活習慣について、今後も実態の把握と情報を共有し、生活習慣病予防に向けた必要な対策を講じていきます。

(3) 精神保健福祉の充実

【現状と課題】

▶相談支援

○精神保健福祉に関する行政窓口における相談においては、本人や家族のみならず、地域住民からの相談にも対応しており、保健所や医療機関、障害福祉サービス事業所、地域住民とも連携を図り、家族支援も視野に入れた相談支援に取り組んでいます。

▶日中活動への支援

○本人の希望に応じて日中活動の場の案内や、必要に応じて活動の場へ同行支援をする等、つなぎ支援を行っています。

▶関係者による協議の場

○精神科病院からの参加依頼や精神障がい者や家族からの希望により、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が入院中から相談を受け、退院前カンファレンスへの参加等を行うことで、退院後の生活の安定に向けた支援を行っています。

○関係者による協議の場の開催については取り組めていませんが、相談支援部会において、障がいの者の地域移行に関する事例検討を令和3年度から実施しています。

【施策の基本的な考え方】

精神疾患に対する早期の適切な相談支援、医療受診等につながるよう、精神疾患に関する地域への理解啓発を進めます。また、保健・福祉・医療等の関係機関と緊密な連携を図り、精神疾患者の日常生活の安定及び社会復帰を目指して、日中等活動の場の提供等地域生活を支援するほか、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

①理解啓発と相談支援の充実

- ・精神疾患は誰にでも起こりうる疾患であること、また、適切な治療により症状の安定化を図ることが可能な疾患であること、早期の気づきと相談支援の必要性などについて、あらゆる機会を通じて、精神疾患に関する地域への理解啓発を積極的に推進します。
- ・地域の相談窓口の周知徹底を図るとともに、関係機関と連携した相談支援体制の充実を図り、家族等と連携した早期の医療受診や日常生活及び社会生活の自立を支援します。

②日中活動の支援の推進

- ・精神障がい者が自宅に引きこもることなく、社会参加の意欲が高まるよう、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所、訪問系サービス事業所等と連携し、日中活動の場の紹介と利用支援を行うほか、地域活動への参加を視野に入れた相談支援を行います。
- ・日中活動の場への参加が中断することなく、継続していけるようフォローできる体制づくりに取り組みます。

③退院者の地域生活支援の推進

- ・精神科医療機関を退院後、地域で自立した生活が送れるよう、医療機関が主催する退院時調整会議や退院後のケース会議に参加する等、必要な支援を行います。また、生活上の課題に応じて関係機関から必要な支援が受けられるよう調整を行います。さらに、今後は地域相談支援事業所(地域移行支援・地域定着支援)との連携を図ります。

④関係者による協議の推進

- ・精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、保健・福祉・医療関係者による協議の場を継続的に開催します。

2. 自立生活支援の充実

(1) 障害福祉サービス等の推進

【現状と課題】

▶障害福祉サービス

- 委託相談支援事業所や計画相談支援事業所が利用者のニーズを把握し、サービス提供事業所と連携したサービスの利用支援を行い、障がい者の日常生活を支えています。
- サービス利用者は年々増加する中、町内外の計画相談支援事業所の協力もあり、利用希望者はサービス利用に結びついています。モニタリング等から利用者の変化を確認し、計画相談員と連携を図りながら適切なサービス利用につながるよう取り組んでいます。
- 令和4年度に虐待防止に関する学習会を障害福祉サービス事業所向けに実施しました。

▶地域生活支援拠点等の整備

- 令和3年度から自立支援協議会の専門部会として拠点事業の取り組みを検討する部会を立ち上げ協議を行ってきました。令和5年4月から事業を開始しています。今後は事業所や利用者の登録を進め、事業の推進に向けてさらに協議を進めて行く必要があります。

(アンケート調査より)

- 主な介助者の悩みとして「本人の将来の介助や暮らし」が45.0%(前回51.0%)と最も高く、障がい者自身も「将来の生活や介助」で悩んでいる割合が26.7%(前回33.3%)と3番目に高くなっています。こうした地域の実情を勘案しながら、本町においても地域生活拠点等の整備充実に向けた取り組みを進める必要があります。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

障がい者が希望する生活の実現に向けて、在宅生活を支援するための障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、地域の実情に即したサービス提供体制の確保に取り組みます。また、障害者総合支援法の改正の内容と町の実情を勘案して、サービスの拡充に向けた取り組みを進めます。

①訪問系サービスの充実

- ・日常生活を営むにあたり支障のある障がい者の在宅生活を支援するために、障がい者のニーズを的確に把握し、ニーズに即した必要な支援が受けられるよう、在宅における介護や外出時の支援、行動に対する危険回避等の訪問系サービスの適切な確保と利用を促します。
- ・重度訪問介護については医療機関への入院時も一定の利用が可能であるため、利用に際しては障害福祉サービス事業所や医療機関と必要な調整等を行います。

②日中活動系サービスの充実

- ・障がい者が地域で自分らしく暮らしていくために、ニーズに応じた日中活動の場が選択できるよう、障害福祉サービス事業所や障がい者支援施設及び医療機関等と連携し、介護、訓練、就労、療養等を提供する日中活動の場の確保を進めます。
- ・令和6年度より新たに導入される「就労選択支援」サービスについても障害福祉サービス事業所と連携しながら利用促進を図り、ニーズに応じた就労が提供できるように図ります。

③居住系サービスの充実

- ・自宅以外で、夜間や休日に日常生活の援助又は介護等が受けられる共同生活の場や入所施設の場について、障がい者のニーズを的確に把握し、障害福祉サービス事業所や関係機関と連携して必要なサービス提供体制の確保に取り組みます。
- ・障がい者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する障がい者の地域生活を支援するための「自立生活援助」について、地域の実情を勘案した上で、サービス提供体制の適切な確保に取り組みます。

④計画相談支援・地域相談支援の推進

- ・計画相談支援については、サービス利用者の増に対応していけるよう、サービス利用計画作成状況を適宜把握し、必要に応じて障害福祉サービス事業所や関係機関と連携し、計画相談支援の適切な提供体制の確保に取り組みます。
- ・地域移行支援、地域定着支援については、精神科医療機関や施設から円滑な地域生活への移行と安定した地域生活が送れるよう、サービスの提供を進めるとともに、医療機関、障害者入所施設、相談支援事業所等の関係機関が連携した支援を行います。
- ・計画相談支援員が安心して業務が遂行できるよう、必要な体制づくりに取り組みます。

⑤障害福祉サービスの質的向上の促進

- ・障害福祉サービスの質の向上を目的とした情報交換や学習会等の実施を自立支援協議会等と連携し取り組みます。

⑥地域生活支援拠点の整備充実

- ・地域生活支援拠点の整備に向けた取組を推進するため、引き続き専門部会を活用しながら関係機関と協議を進めていきます。

(2) 障がい児支援の充実

【現状と課題】

▶障がい児支援

○障がい児の支援においては、発達障がいに関する認知度が高まっており、早い段階からの療育に関心を持つ保護者が増え、障がい児の障害福祉サービス利用ニーズが高まっています。町内に児童通所支援事業所も増え身近な環境で療育サービスの利用ができる環境も整い、障がい児や保護者をサポートする体制が充実してきています。

○児童発達支援センターの機能を有する町内事業所と連携し、発達が気になる子の保護者向けの支援として、親子通園事業やペアレント・プログラム事業を実施しました。また、町内の公立・認可保育所の保育士への支援として、発達が気になる子について専門員が巡回訪問を行い、関わり方や環境づくりに関する助言を行う事業を実施しました。

▶主に※重症心身障がい児を支援する通所支援事業所

○町内に、重症心身障がい児を支援する通所支援事業所が2か所開設しています。身近な地域で重症心身障がい児が療育を受けられる体制があるため、サービスの周知広報を行い、利用を促す必要があります。

▶医療的ケア児

○医療的ケア児の個別支援から見えてきた災害時の避難に関する課題については、関係機関と協議しながら体制づくりや課題整理に取り組みました。

○医療的ケア児コーディネーターの配置と役割整理が課題となっています。

※ 重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。さらに成人した重症心身障がい児を含めて重症心身障がい児(者)と呼ぶことに定めている。これは、医学的診断名ではなく、児童福祉での行政上の措置を行うための定義(呼び方)です。

【施策の基本的な考え方】

障がいのある子や発達が気になる子の健やかな発達支援を図るため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、障がい児や発達が気になる子及びその家族に対して切れ目のない支援を提供する体制が必要です。地域の実情に即した障害児通所支援等のサービス提供体制の確保や、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるような体制整備の推進、医療的ケア児に対する支援体制の充実等、障がい児支援体制の拡充に取り組みます。

①障がい児支援の充実

- ・障がい児及びその家族に対する支援について、ニーズに応じて身近な場所でサービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業所と連携し、障害児通所支援等サービスの提供体制の確保に取り組みます。

②障害児通所支援の質の向上

- ・障害児通所支援の質の向上を目的とした情報交換や学習会等の実施を、自立支援協議会等と連携し取り組みます。

③児童発達支援センターの機能確保及び障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

- ・障がい児や発達が気になる子及びその家族が住みやすい地域基盤を整えるため、保健、保育、教育、福祉等の関係機関と児童発達支援センターの機能を有する町内事業所と連携し、児童発達支援センターの機能の確保に向けて取り組みます。
- ・専門職による巡回訪問や研修等を通して、保育・教育環境の充実を図り、障がいのある子や発達が気になる子が受け入れられる取組等を支援することで、インクルージョンを推進します。

④主に重症心身障がい児を支援する通所支援事業所の充実

- ・重度心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と連携した事業の充実に取り組みます。

⑤医療的ケア児支援の充実

- ・医療的ケア児支援のための協議の場を継続的に実施し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関と協議し、支援体制の充実に向けて取り組みます。また、医療的ケア児等コーディネーター配置に努めます。

(3) 医療費等経済的支援の推進

【現状と課題】

- 「自立支援医療制度」に基づき、育成医療、更生医療、精神通院医療について、医療にかかる自己負担額の軽減を図っています。窓口手続時に際しては、制度について分かりやすい説明に努めています。
- 障害者総合支援法に基づき、補装具の購入又は修理に要した費用を支給するとともに、サービスの周知と適切な利用を促しました。また、補装具製作に関する利用者からの相談についても更生相談所に助言をいただきながら適切に対応しています。
- 広報等を活用し、各種手当等の制度周知に取り組みました。
- 重度心身障がい者(児)の経済的負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担分の助成を行っています。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

障がい者・障がい児の適切な医療受診と自立生活を支援するために、医療費や補装具購入費にかかる自己負担額の軽減を図るとともに、介護の経済的負担感を軽減するために手当の支給手続を行います。

①自立支援医療の推進

- ・「自立支援医療制度」に基づき、育成医療、更生医療、精神通院医療について、医療にかかる自己負担額の軽減を図るとともに、制度の周知を図り適切な利用を促します。

②補装具費の支給推進

- ・障害者総合支援法に基づき、補装具の購入又は修理に要した費用を支給するとともに、サービスの周知と適切な利用を促します。

③手当の支給推進

- ・介護における経済的な負担軽減を図るために特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の支給手続きを継続します。

④重度心身障がい者(児)医療費助成推進

- ・重度心身障がい者(児)の経済的負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担分の助成を継続して行います。

(4) その他の生活支援の推進

【現状と課題】

- 日常生活用具給付等事業については、必要な方に必要な用具を給付しています。
- 地域活動支援センターについては、町内事業所に委託し、障がい者の創作的活動や生産活動の機会提供を図っています。
- 障がい者等の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、放課後等デイサービスや生活介護事業所及び就労訓練事業所に日中一時支援事業を行っています。
- 障がい者の社会参加促進に取り組むことを目的にスポーツ活動を通して交流する事業を毎月1回実施しています。コロナ禍でも感染対策を図りながら、利用者の交流の場の継続に取り組みました。
- 町社会福祉協議会へ事業委託し福祉機器リサイクル事業に取り組んでいます。在宅療養者の生活支援や制度利用までの応急的な支援が図られました。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

障害福祉サービスとともに、地域の障がい者・障がい児の実情やニーズを踏まえ、日常生活の自立や社会参加等を支えるために必要な生活支援に取り組めます。

①日常生活用具給付等事業の推進

- ・障がい者の日常生活の便宜を図るために、今後も適切な日常生活用具の給付等を行います。

②地域活動支援センター事業の推進

- ・町内事業所への委託により、障がい者の創作的活動や生産活動等の機会の提供及び地域社会との交流促進などを図り、障がい者の地域生活を支援します。また、事業の周知と利用促進を図ります。

③日中一時支援事業の推進

- ・障がい者等の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、引き続き日中一時支援事業を実施します。

④社会参加促進事業の推進

- ・障がい者の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障がい者の社会参加促進に取り組めます。また、事業の周知により、利用者の増加を図ります。

⑤福祉機器リサイクル事業の推進

- ・不要になった福祉機器を再利用し、在宅療養者の生活支援や制度利用までの応急的な支援等を行うために、福祉機器リサイクル事業を継続します。

1. 生活環境の整備推進**(1) 外出・移動支援の推進****【現状と課題】**

- 津嘉山公園の整備において、出入口のバリアフリー化や多目的トイレの整備を実施しました。また、道路管理については、日々のパトロールを実施し、危険箇所の除去や除草作業を実施しています。違法駐車や放置車両等についても、関係機関と連携し適宜対応を行っています。今後も法律に基づいた公共施設の整備に取り組む必要があります。
- 単独では外出困難な障がい者児が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、移動支援サービスが利用できるよう支援を行いました。
- 自動車運転免許の取得や自動車の改造にかかる費用の一部助成を実施しています。

(アンケート調査より)

- 外出する時に困ることについては、「外出にお金がかかる」が 22.2%と最も高く、次に「困った時にどうすればいいのか心配」が 20.8%、「公共交通機関が少ない(ない)」が 17.7%となっています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者等が安心して外出することができ、自立と社会参加が促進されるよう、公共施設の段差解消等物理的な障壁の除去、わかりやすい案内表示の整備等を推進するとともに、障がい者の外出や移動に対する支援を提供し、行動圏を広げていきます。

①公共施設の整備推進

- ・新たに整備する道路や公共建築物、公園等について、引き続きバリアフリーに関する法律や「沖縄県福祉のまちづくり条例」等に基づく設置基準に従って、障がい者等の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進します。
- ・道路管理については、引き続きパトロール等により危険箇所を把握し、適時修繕を行います。
- ・安全な歩行を妨げる車の違法駐車や障害物の設置及び身体障害者専用駐車場への健常者の駐車防止等について、地域への啓発を行います。

②※ユニバーサルデザインの普及啓発

- ・できるだけ多くの住民にとって、より快適な生活環境を整えるために、はじめからあらゆる方法で障壁を生み出させないようデザインすることも大切であり、その観点から引き続きユニバーサルデザインの考え方の普及啓発に努めます。
- ・出前講座を実施する際には、身近にある商品を活用したわかり易い内容で、啓発に取り組みます。

③わかりやすい案内表示の整備推進

- ・障がい者が必要な情報を広い空間の中から読み取ることができるよう、多様な障がいの特性を踏まえて、公共施設等の案内表示について、その位置や高さ、向き、標記のデザイン等の検証を行い、障がい者にわかりやすい案内表示となるよう必要な整備を進めます。

④外出時の同行支援の推進

- ・障害福祉サービスの同行援護、行動援護及び重度訪問介護といった、外出・移動等の際にヘルパーによる支援が受けられるサービスの利活用を進めます。また、移動支援事業により屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うヘルパーの派遣を継続します。

⑤自動車運転免許取得・自動車改造支援の推進

- ・障がい者の社会活動への参加を促進するために、自動車運転免許の取得や自動車の改造にかかる費用の一部助成を継続します。

※ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物、製品等のデザインをしていこうという考え方です。

(2) 住環境の整備推進

【現状と課題】

▶住環境の改善に関する相談支援

- 住環境の改善に関する相談がある場合は、現在の状況等を聞き取りながら他制度(介護保険・住宅リフォーム制度)の該当有無も視野に入れながら対応に努めました。
- 施設や医療機関から地域への移行が進められている中で、グループホーム等の共同生活の場のニーズも高まっています。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

障がい者それぞれの状態やニーズに応じた安心、安全、快適な住まいが確保できるよう、住宅改修等の相談支援の充実や共同生活援助(グループホーム)の整備について関係機関と連携を図ります。

①住環境の改善に関する相談支援の充実

- ・障がい者の住まいが安全で快適に暮らせる場となるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。また、日常生活用具給付等事業による自立生活支援用具等の周知と利用促進を図ります。

②共同生活の場の確保推進

- ・障害福祉サービスの居住系サービスである「共同生活援助(グループホーム)」といった共同生活の場について、障がい者のニーズを踏まえて、障害福祉サービス事業所や関係機関と連携を図ります。

2. 社会参加・生きがい活動の推進

(1) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進

【現状と課題】

▶スポーツ・レクリエーション活動

○町身体障害者福祉協会と町社会福祉協議会と連携し、「沖縄県身体障害者スポーツ大会」への参加を行いました。また、M I Xスポーツ教室を開催し、障がい者のスポーツ活動を通じた社会参加を図っています。

▶文化活動

○令和元年度までは、町社会福祉協議会の活動においてパソコン教室やスマホ教室等を開催していましたが、コロナ禍により取り組みができていない状況です。ニーズに合わせた教室など活動機会の確保が必要です。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

障がい者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動等多様な活動への参加は、障がい者の生活の質の向上や自己実現につながるとともに、障がい者の社会参加の促進と地域の障がい者に対する理解と認識を深めることから、障がい者のニーズに基づき必要な支援を行います。

①スポーツ・レクリエーション活動の振興

・障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、今後も「沖縄県身体障害者スポーツ大会」への参加を支援します。また、「障がい者スポレク交流事業」及び障がい者のグループ活動等について、町社会福祉協議会、地域の関係団体等と連携し、必要な支援を行います。

②文化活動の振興

・障がい者の文化活動の振興を図るため、文化活動発表の場を提供するとともに、障がい者の具体的なニーズを踏まえて、障がい者に対応した生涯学習講座の開催や文化サークル活動等に参加しやすい環境づくりを進めます。

(2) 就労支援

【現状と課題】

- 毎年度、南風原町障がい者優先調達方針を策定し、就労支援事業所等からの役務の優先調達に取り組み、実績をホームページで公表しています。
- 障害者週間期間中に、町内の就労支援事業所で製作した作品の販売会を、町内のスーパーで行いました。利用客に、就労支援事業所の活動を周知する機会となっています。
- 町及び町教育委員会における障がい者を対象とした職員採用試験は、平成 20 年度以来実施されていませんが、法定雇用率を念頭に、職員及び会計年度任用職員を雇用し、働きやすく能力が発揮できるよう職員配置・業務配分を行っています。
- 障がい者が働きやすい環境整備や配慮に努めていますが、ここ数年は法定雇用率を下回っており、今後、法定雇用率の引上げもあることから、喫緊の課題と認識し改善に向けて取り組む必要があります。

(アンケート調査より)

- アンケート調査では、54.3%(前回 54.2%)の障がい者が「働いている」と答え、そのうち「パート・アルバイトをしている」が 24.8%(前回 20.7%)と最も高く、次に「正規職員として働いている」が 23.4%(前回 23.5%)、「就労継続支援事業所に通っている」が 19.7%(前回 25.7%)となっております。
- 仕事をする上で悩んでいることについては、「給与・工賃などの収入が少ない」が 23.4%(前回 27.9%)と最も高く、次に「職場の人間関係」が 18.8%(前回 17.3%)、「精神的な負担が大きい」が 18.8%(前回 19.6%)、「身体的な負担が大きい」が 15.6%(前回 18.4%)となっています。また、「困っていることに対し相談や援助をしてくれる人がいない」ことで悩んでいる障がい者が 6.4%(前回 2.2%)おり、前回より高くなっています。
- 特に早めに取り組んでほしいことでは、「一般企業で働くことができるよう、訓練する場所や支援を強化してほしい」が 10.2%(前回 12.1%)、「一般企業で働くことが難しいので、就労支援事業所を増やしてほしい」が 7.0%(前回 10.3%)となっています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者が働くことを通じて生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加を図るために、障がいの特性や障がい者のニーズに応じた、多様な働き方ができるよう、障害福祉サービス事業所や関係機関等と連携します。

①一般就労への移行・定着促進

- ・就労移行支援事業所等から一般就労への移行を促進するために、就労移行支援事業所や計画相談支援事業所、ハローワークや障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図ります。
- ・就労移行支援事業所等から一般就労につながった利用者について、就労定着支援を活用することにより、就労の継続を支援します。

②就労継続支援の推進

- ・一般就労が困難な障がい者の就労の場を提供していくために、就労継続支援事業所(A型・B型)の周知と利用促進を図ります。

③障がい者優先調達推進

- ・毎年度策定される「南風原町障がい者優先調達方針」に基づき、就労支援事業所等からの物品購入や役務の優先調達を更に推進します。また、毎年度の調達実績について、ホームページ等での公表を継続します。
- ・地域においても、就労支援事業所等から物品等の優先調達が図られるよう、町内の就労支援事業所等が提供できる物品等の情報を地域に広く周知するために、就労支援事業所等と連携した効果的な情報提供に取り組みます。

④町の障がい者法定雇用率の維持

- ・法定雇用率を意識した雇用と職場環境の充実を図っていきます。
- ・障がいのある職員が働きやすいよう、必要に応じてその能力と適正に応じた業務内容等について検討します。

